

足立区社会福祉協議会後援名義使用に係わる承認要綱

(目的)

第1条 この要綱は、各種団体等より足立区内の福祉活動やボランティア振興の発展に寄与する事業の実施に際し、当協議会後援の名義使用申請がなされた場合の承認基準を定め、申請手続き事務の統一を図ることを目的とする。

(承認基準)

第2条 名義使用は、次の各号のいずれにも該当するものについて承認する。

- (1) 各種団体が主催する事業の主旨が、当協議会の運営方針に反しないものであること。
- (2) 事業目的が足立区の社会福祉の普及発展に寄与するもので、公共性が極めて高いものであること。
- (3) 行事目的が、営利あるいは政治的、宗教的活動でないこと。
- (4) 開催、開設の会場が公衆衛生、災害防止に十分な措置がなされているものであること。
- (5) 事業計画、運営、指導等において、主として自主活動によって行うものであること。
- (6) 当該事業の運営に要する経費を超える、多額な費用を参加者に求めないものであること。

(各種団体)

第3条 この要綱に定める各種団体とは、概ね次の要件を満たしているものをいう。

- (1) 代表者が明確で、事業関係者がその責任を果たし得るものであること。
- (2) 会則、若しくはこれに類するものを有すること。
- (3) 自己財源並びに経理機構を有すること。
- (4) 政治的、宗教的活動を目的にしないこと。
- (5) 目的が、当協議会の政運営方針に反しないこと。

(申請手続)

第4条 名義使用を受けようとする団体等は、申請書（様式1）に、必要な書類を添付し会長に申請する。

(後援の決定)

第5条 会長は第4条の申請を受理したときは、行事内容、効果等を審査し、適切と認めたとときは、速やかに承認書（様式2）により申請者へ通知する。なお、申請事項に変更が生じ、書面をもって届かなかったときは、決定を取り消すことができる。

附則

この要綱は、平成14年7月1日から適用する。